

女川小・中学校整備事業基本設計及び実施設計業務委託特記仕様書

平成29年2月

女川町

I 業務概要

1. 業務名称 女川小・中学校整備事業基本設計及び実施設計業務

2. 業務の内容

女川小・中学校整備事業（建築、設備及び外構）の基本設計及び実施設計業務（建築確認等申請手続、申請手数料、及び積算業務を含む）を行う。

3. 履行期間

契約日の翌日から平成30年6月30日まで

4. 計画施設概要

- (1) 施設名称 女川小・中学校（以下、「本計画施設」という。）
- (2) 敷地の場所 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川19-1ほか
- (3) 施設用途 小学校、中学校

5. 適用

この特記仕様書に記載された特記事項の中で・印の項目については、◎印の付いたもののみを適用する。

6. 設計と条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地面積 約27,000 m²

b. 用途地域及び地区の指定

用途地域：第二種住居地域、近隣商業地域

(女川町都市計画総括図を参照（女川町公式HP）)

建ぺい率、容積率：60%、200%、80%、200%

防火地域：指定なし

その他の地域地区：建築基準法第22条地域

土地区画整理事業区域

(2) 施設の条件

「女川小・中学校整備基本計画」を踏まえた設計とすること。

- a. 工事種別 新築
b. 施設の計画面積 延べ面積 約 11,600 m²
※詳細は、「女川小・中学校整備基本計画」諸室面積表を参照

c. 主要構造等 校舎はRC造を基本に考える。

d. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年12月18日付け国土交通省営設発第101号）」による、耐震安全性の分類のとおりとする。

- | | |
|------------|----|
| 1) 構造体 | Ⅱ類 |
| 2) 建築非構造部材 | B類 |
| 3) 建築設備 | 乙類 |

(3) 建設の条件

- a. 工事費 5,300,000 千円程度（消費税抜き、外構工事を含む）
b. 建設時期 平成31年2月から平成32年6月（工期17ヶ月）（予定）

(4) 設計と条件について

設計と条件については、次の資料による。

- ・女川小・中学校整備基本計画 平成26年12月策定
- ・宅地造成設計図

(5) 計画にあたっての留意点

以下の点に留意し、計画を行うこと。

- ① 近接する庁舎、生涯学習センター、図書室、ホール、駅前商業施設、地域医療センター等の周辺環境を踏まえた施設計画とすること。
- ② 現在、山を切り崩す造成工事中であるが、この造成計画の見直しは原則行わないこととする。
- ③ 建物の平面計画や断面計画は「女川小・中学校整備基本計画」P50に記載のC案を基本とするが、住民や学校関係者の意見を踏まえ、更なる合理的な計画に見直すこととする。
- ④ 基本計画書には「ゆとりある廊下を基本とすること」としているが、教室と廊下の間の間仕切りを取り外すような計画は難しいと考えている。
- ⑤ 女川小・中学校整備基本計画（参考資料編、平成26年12月策定）を参考資料とすること。
- ⑥ 屋上プールの合理性については再検証すること。
- ⑦ バルコニーの有無、屋根形状、教室環境等を踏まえてLCC縮減の検討を行うこと。
- ⑧ カタール国との交流を踏まえた展示スペースの検討を行うこと。
- ⑨ 木の持つ健康・教育環境上の利点を生かして、地場産木材を利用し積極的な木質化の導

入を図ること。なお、外部の木質化についてはメンテナンス性を考慮した検討を行うこと。

- ⑩ (3)に記載の工事費には、木質化、太陽光発電設備、グラウンド等の砂塵対策に係る工事費も含むものとする。
- ⑪ 体育館の合理的な暖房方式の検討を行うこと。
- ⑫ 基本設計と実施設計に当たっては工事コストの縮減に努めること。

(6) その他

a. 宮城県グリーン製品の利用促進について

◎宮城県グリーン製品の活用促進に努め、具体的に使用する製品については、調査職員と協議すること。

b. 特定調達物品の利用促進について

◎「グリーン購入促進条例（平成18年3月23日宮城県条例第22号）」第10条第2項の特定調達物品の活用を努め、具体的に使用する物品については、調査職員と協議すること。

c. 「公共施設等への自然エネルギー等の導入指針（平成18年3月制定）」について

◎「自然エネルギー等・省エネルギー促進条例（平成14年7月17日宮城県条例第41号）」に基づく上記導入指針による自然エネルギーの導入に努め、具体的な項目については、調査職員と協議すること。

（指針については、宮城県環境生活部環境政策課ホームページを参照のこと。）

d. 土地区画整理事業との関連について

◎当該敷地は、女川町中心部被災市街地復興土地区画整理事業の区域内であり、土地区画整理事業の事業計画等と整合を図ること。

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「宮城県建築設計業務委託共通仕様書（平成24年4月版）」を準用する。

1. 設計業務の範囲

(1) 一般業務の範囲

一般業務の内容は、平成21年国土交通省告示第15号（以下「告示」という。）別添第1項第1号に掲げる業務とする。

(2) 追加業務の範囲

追加業務は、次による。

◎ 設計内容の説明等に用いる資料等の作成（設計説明書、設計概要書、各種技術資料を含む。）

- ◎工事費概算書の作成（基本設計時）
- ◎ 積算業務（実施設計時）
 - 積算数量算出書の作成
 - 単価作成資料の作成
 - 見積徴収、見積検討資料の作成
 - ※積算業務のデータは、RIBC、またはEXCELにて作成
 - ※補助金等の対象区分に分けて積算すること。
- ◎ 透視図作成
 - 基本設計時：[視点数（4視点（外観1視点、鳥瞰1視点、内観2視点））]
 - 実施設計時；[判の大きさ（A2判）]， 視点数（5視点（外観2視点、鳥瞰1視点、内観2視点））]
- ◎ 透視図の縮小版 [判の大きさ（A3判）]， 枚数（各1枚）]
- ◎ 模型製作 [判の大きさ（縮尺1/200とする）]， ケースの有無（有）]
 - ・ 模型の写真撮影 [カット枚数（ ）， 判の大きさ（ ）]
- ◎ 建築基準法に基づく建築確認申請手続業務
- ◎ 構造計算適合性判定手続業務（構造計算は、建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによること。）
 - ・ 免震構造設計、動的解析及び評価認定に係る業務
- ◎ 土地区画整理法による第76条許可申請手続業務
 - ・ 市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続支援業務（標識看板の作成，設置報告書の届出共）
 - ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
 - ・ 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律による届出業務
- ◎ エネルギーの使用の合理化に関する法律による届出業務
 - （◎法定 ・ 任意(申請手続必要なし) ・ 不要）
- ◎ だれもが住みよい福祉のまちづくり条例による届出及び適合証申請手続業務
 - ・ 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価に係る関係図書の作成及び申請手続支援業務
- ◎ 概略工事工程表の作成業務
- ◎ 庁内経過報告用資料作成業務
- ◎ LCM計画書（長期修繕計画を含む）作成業務
- ◎ 地質調査
 - ボーリング箇所数 盛土部で5本程度（深さ延60m程度）、切土部で2本程度（深さ延10m程度）を予定
 - ・ 電波障害予測調査

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- c. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(2) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通大臣（旧建設大臣）官房官庁営繕部が制定又は監修したもの

a. 建築

- ◎ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 平成 25 年版
- ◎ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 平成 8 年版
- ◎ 建築工事設計図書作成基準 平成 21 年版
- ◎ 建築設計基準 平成 18 年版
- ◎ 建築構造設計基準 平成 25 年版
- ◎ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 平成 25 年版
- ◎ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 平成 25 年版
- ◎ 木造建築工事標準仕様書 平成 25 年版
- ◎ 建築物解体工事共通仕様書 平成 24 年版
- ◎ 建築工事標準詳細図 平成 22 年版
- ◎ 宮城県建築設計要領（宮城県土木部営繕課制定） 平成 19 年版
- ◎ 構内舗装・排水設計基準 平成 13 年版
- ◎ 擁壁設計標準図 平成 12 年版
- ◎ 官庁施設の環境保全性基準 平成 25 年版
- ◎ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 平成 18 年版

b. 建築積算

- ◎ 宮城県公共建築工事積算基準 平成 26 年度版
- ◎ 公共建築工事積算基準の解説【建築工事編】 平成 26 年版
- ◎ 公共建築数量積算基準 平成 18 年度版
- ◎ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編） 平成 24 年版
- ◎ 公共建築工事見積標準書式集（建築工事編） 平成 24 年版

c. 設備

- ◎ 建築設備計画基準 平成 25 年版
- ◎ 建築設備設計基準 平成 25 年版
- ◎ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 平成 25 年版

- ◎ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 平成 25 年版
- ◎ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 平成 25 年版
- ◎ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 平成 25 年版
- ◎ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 平成 25 年版
- ◎ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 平成 25 年版
- ◎ 建築設備設計計算書作成の手引 平成 21 年版
- ◎ 建築設備設計計算書様式集 平成 18 年版
- ◎ 宮城県設備設計要領（学校編）（宮城県土木部設備課制定） 平成 21 年版
- ◎ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 平成 25 年版
- ◎ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 平成 8 年版
- ◎ 官庁施設の環境保全性基準 平成 25 年版
- ◎ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 平成 18 年版
- ◎ 排水再利用・排水利用システム計画基準 平成 16 年版

d. 設備積算

- ◎ 宮城県公共建築工事積算基準 平成 25 年度版
- ◎ 公共建築工事積算基準の解説【設備工事編】 平成 23 年版
- ◎ 公共建築設備数量積算基準 平成 15 年版
- ◎ 公共建築設備工事内訳書標準書式（設備工事編） 平成 24 年版
- ◎ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編） 平成 24 年版

e. 耐震補強設計業務の基準

耐震補強設計業務の場合は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）」「特定建の耐震診断及び耐震改修の促進に関する指針（平成 7 年建設省告示第 2089 号）」に基づき、RC 造は「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針同解説（2001 年改訂版国土交通省住宅局建築指導課監修）」及び「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針適用の手引（同上監修）」によって行う。

鉄骨造は「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震診断設計指針同解説（1996）」により、耐震診断結果に基づき耐震性能目標値を定めて行う。

f. 国庫補助等事業等の基準

本施設は、以下の補助金等の対象事業とすることを予定している。

東日本大震災復興交付金

原子力発電施設立地地域共生交付金

カタールフレンド基金からの支援金

3. 業務実施計画

(1) 打ち合わせ及び記録

打ち合わせは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。なお、打ち合わせには管理技術者が出席すること。

- a. 業務着手時
- b. 調査職員又は管理技術者が必要と認めたとき

(2) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- ◎ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
 - ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による建築設備士
 - ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による構造設計一級建築士
 - ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による設備設計一級建築士

(3) 照査技術者

照査技術者の配置及び資格要件は次による。

ただし、当該業務に直接携わらない者でなければならない。

- ◎ あり（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士）
 - ・ なし

(4) プロポーザル方式及び総合評価方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、プロポーザル提案書により提案された履行体制により、総合評価方式により設計業務を受注した場合には、申告した管理技術者により当該業務を履行する。

また、具体的な調査手法については、プロポーザル方式の手続きにおいて提出された技術提案の内容を受けて決定するものとする。

(5) 成果品の部分引渡しの有無

- ◎ 有（基本設計書）引渡期限：平成 29 年 9 月 詳細は別途協議
 - ・ 無

(6) 成果品

- a. 基本設計
 - ① 建築（意匠）
 - ◎ 仕様概要書

- ◎ 基本設計図
 - (仕上表、面積表及び求積図、敷地案内図、配置図、各階平面図、断面図、各面立面図、主要部矩計図)
- ◎ 計画説明書
- ◎ 工事費概算書
 - ・ 工事費内訳書
 - ・ 建築工事積算数量算出書
 - ・ 参考見積書及び見積比較表
- ◎ 透視図
 - ・ 模型
- ◎ 各種技術資料
 - ・ ()

②建築（構造）

- ◎ 基本構造計画案
- ◎ 構造計画概要書
- ◎ 仕様概要書
- ◎ 工事費概算書
 - ・ 工事費内訳書
 - ・ 建築工事積算数量算出書
 - ・ 参考見積書及び見積比較表
- ◎ 各種技術資料
 - ・ ()

③電気設備

- ◎ 電気設備計画概要書
- ◎ 仕様概要書
- ◎ 工事費概算書
 - ・ 工事費内訳書
 - ・ 建築工事積算数量算出書
 - ・ 参考見積書及び見積比較表
- ◎ 各種技術資料
 - ・ ()

④機械設備

- ◎ 空気調和設備計画概要書
- ◎ 給排水衛生設備計画概要書
- ◎ 昇降機設備計画概要書

- ◎ 仕様概要書
- ◎ 工事費概算書
 - ・ 工事費内訳書
 - ・ 建築工事積算数量算出書
 - ・ 参考見積書及び見積比較表
- ◎ 各種技術資料
 - ・ ()

(注) : 建築(構造)並びに電気及び機械設備の成果図書は、建築(意匠)基本設計の成果図書の中に含めることもできる。

: 成果品リストにないものであっても、協議により必要と認められるものは加える。

: 成果品リストのうち、協議の結果、不要と認められるものは除く。

b. 実施設計

①建築(意匠)

- ◎ 建築(意匠)設計図
- ◎ 日影図
- ◎ 建築確認申請図書
- ◎ 工事費内訳書
- ◎ 建築工事積算数量算出書
- ◎ 参考見積書及び見積比較表
- ◎ 直接工事費及び積上げによる共通仮設費内訳書
 - ・ 防災計画図書
- ◎ 省エネルギー関係図書

②建築(構造)

- ◎ 建築(構造)設計図
- ◎ 構造計算書
- ◎ 各種技術資料

③電気設備

- ◎ 電気設備設計図
- ◎ 建築確認申請図書
- ◎ 各種計算書
- ◎ 工事費内訳書
- ◎ 電気設備工事積算数量算出書
- ◎ 参考見積書及び見積比較表
- ◎ 直接工事費及び積上げによる共通仮設費内訳書
 - ・ 防災計画図書

- ◎ 省エネルギー関係図書
- ◎ 各種技術資料
- ◎ 机上検討による電波障害予測地域図及び報告書
- ④機械設備
 - ◎ 機械設備設計図
 - ◎ 建築確認申請図書
 - ◎ 各種計算書
 - ◎ 工事費内訳書
 - ◎ 機械設備工事積算数量算出書
 - ◎ 参考見積書及び見積比較表
 - ◎ 直接工事費及び積上げによる共通仮設費内訳書
 - ・ 防災計画図書
 - ◎ 省エネルギー関係図書
 - ◎ 各種技術資料

(7) 提出部数等

a. 基本設計

成果物等	原図	複製版	摘要
1) 基本設計書（原図等共） ◎計画説明書 ◎基本構造計画案 ◎構造仕様概要書 ◎各設備計画概要書 ◎各設備仕様概要書 ◎基本設計図 ◎透視図縮小版 ・ 模型	原図ケースに入れ 各1部	A3二つ折製本 3部	（各担当課、保存用）
2) 基本設計書概要書 ◎計画説明書（概要） ◎基本構造計画案（概要） ◎構造仕様概要書（概要） ◎各設備計画概要書（概要） ◎各設備仕様概要書（概要） ◎基本設計図（概要）	原図ケースに入れ 各1部	各3部	

◎透視図縮小版 ・模型写真		
3) 工事費概算書 ◎建築工事費概算書 ◎電気設備工事費概算書 ◎機械設備工事費概算書	各1部	
4) その他 ◎透視図 ・模型	各1枚 各1台	
5) 資料 ◎各種技術資料 ◎各記録書	各1部	

b. 実施設計

成果物等	原図	複製版	摘要
1) 設計図、計算書等 ◎各工事設計図	原図ケースに入れ 各1部	A1二つ折製本 2部 A1バラ図 1部 A3二つ折製本 5部	(閲覧用) (各担当課、保存用)
◎建築確認申請図書	各3部		(正、副、控え)
◎構造計算書 ◎各設備設計計算書 ◎その他申請等図書一式	各2部		(正、副)
2) 積算関係図書 ◎各工事積算数量算出書 ◎工事費内訳書 ◎各工事参考見積書、見積もり比較表 ◎各工事直接工事費及び積上げによる共通仮設費内訳書データ	各1部		
3) その他			

◎省エネルギー関係図書 ◎透視図 ◎透視図縮小版 ◎模型 ◎机上検討による電波障害予測地域図及び報告書	各1部	
4) 資料 ◎各種技術資料 ◎構造計算データ ◎各記録書、報告書 ・ ()	各1部	
◎各種設計図・各種計算書・各種積算関係図書は、電子媒体にも記録して納品すること。		
◎図面は、jww または dxf 形式で納品してください。納品の際、同一の図面一式について、PDF 形式のデータも添付すること。		
◎その他の書類等は Excel, Word 等一般的な形式によりますが、詳細は担当者で協議すること。		
※提出された CAD データは当該施設に係る工事の請負契約者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成等に使用する。		
※上記実施設計成果物等の中で、交付金申請に要する設計図書を1部納品してください。		

(8) 設計原図の材質等

a. 設計原図の材質

- ・ トレーシングペーパー
- ◎ (上質紙)

b. 設計原図の大きさ

- ◎ A1判
- ・ A2判

(9) 留意事項

- a. 構造計算又は積算にコンピュータを用いる場合は、事前に調査職員の承諾を得る。
- b. 積算は、調査職員の承諾を得た設計図をもって行うこととし、公共建築工事積算基準等による。
- c. 単価は、積算基準等に基づいて算出し、又は刊行物掲載価格、見積価格等を参考にして、適正な価格を採用する。採用する単価について一覧表を作成し、調査職員の承諾を得る。設計単価の優先順位は、公共単価→市場単価（建設物価、建築コスト情報、積算資料、施工単価）→見積（カタログ単価を含む）とする。また、刊行物における市場単価の比

較資料を作成し、設計単価を決定すること。見積り先は3者以上とし、調査職員の承諾を受ける。また、比較表を作成し、見積額の整理をする。

- d. 見積はあくまでも参考見積とし、極力歩掛等により代価を作成すること。やむを得ず見積を採用する場合は、町標準単価や刊行物との価格比率を求め、調査職員と協議の上、掛け率を決定すること。
- e. 設計に使用した単価資料はコピーし、単価採用部分をマーキングし提出すること。
- f. 積算に当たっては、各工事それぞれ分けて算出すること。
- g. 設計図書には、特定の製品名又は製造所名等を記載してはならない。ただし、これにより難しい場合はあらかじめ調査職員の承諾を受けるものとする。